〇改革工程表に基づく施設点検について

社会資本整備等分野のKPIとして、分野ごとに定める点検期間中の点検状況を把握することとされている。

　　分野ごとに定める点検期間としては、厚生労働省の定めるインフラ長寿化計画（行動計画）において「病院施設の定期点検については、建築基準法（昭和25年法律201号）等で定められた実施方法に基づいて行われている。」とされている。

〇建築基準法に基づく法定点検について

　実施間隔について

【都道府県及び建築主事を置く市区町村が所有する病院】

　敷地・構造についての点検：３年以内毎

　特定建築設備等の点検：１年以内毎

【建築主事を置かない市区町村が所有する病院】

※病院・診療所に用いる部分の床面積が200平方メートル以上のものに限る

　敷地・構造についての点検：おおむね６月から３年までの間隔をおいて特定行政庁が定める時期毎に、点検結果を特定行政庁に報告

　特定建築設備等の点検：おおむね６月から１年までの間隔をおいて特定行政庁が定め

る時期毎に、点検結果を特定行政庁に報告

※建築主事：建築基準法に規定する建築確認申請に関する事務を司る者のことで、都道府県及び人口25万人以上の市に置くことが義務付けられている。なお、これら以外の市町村においても建築主事を置くことが可能。

※特定建築設備等：昇降機その他建築設備(建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針)、防火戸等

〇本調査について

上記のとおり、各施設に応じて点検時期が異なることから、今回の調査においては直近で行うべき法定点検（敷地・構造についての点検に限る）の実施状況についての調査を行うこととする。

なお、個別施設計画において施設点検について建築基準法に基づく点検に上乗せする形で定めている場合、個別施設計画に基づいて直近で行うべき点検の実施状況について回答すること。